

一般競争入札（事後審査型）の試行を開始します

契 約 課
経営管理課

1. 一般競争入札（事後審査型）の対象と試行開始日

対 象：一般競争入札を実施する建設工事

なお、指名競争入札、総合評価方式、特定建設工事共同企業体対象の案件を除きます。

開始日：令和3年10月1日以降に公告する案件から

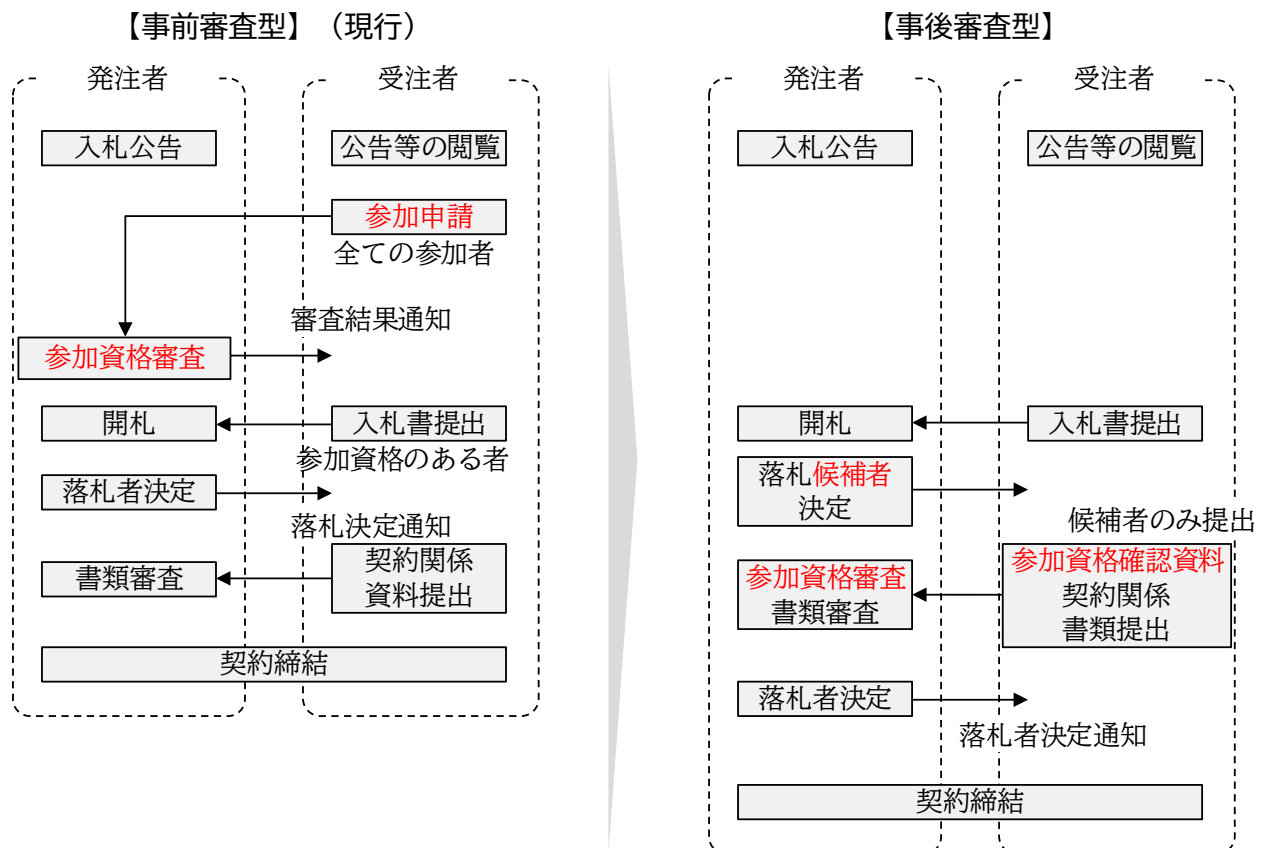
2. 一般競争入札（事後審査型）の概要

(1)事前審査型と異なり、入札参加申請は不要となります。

入札の参加希望者には、公告で示した期限内の入札書及び工事費内訳書の提出を求めます。

(2)開札後、第1順位の落札候補者のみ参加資格確認審査を行います。

(3)落札候補者の審査により、落札者を決定します。



※落札候補者は、入札金額が、予定価格以下・最低制限価格以上の範囲内のうち、低い価格で入札した順に順位を付け、第1順位の落札候補者から審査を行います。

※審査の結果、第1順位の落札候補者が「資格なし」であれば、次順位の落札候補者の審査を行います。

3. 参加資格確認審査の見直し

(1)参加資格審査の基準日

入札参加資格の基準日は以下のとおりとします。

入札公告日	入札参加資格者名簿の登録内容 (建設業許可の区分及び種類、総合評定値、完成工事高、 福井市除排雪契約の有無、営業所の所在地区分)
入札書提出日	その他公告に定めた条件等 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者との雇用関係
入札参加資格審査日	手持ち工事件数の制限

※いずれについても、落札者決定の時まで継続して資格を有している必要があります。

(2)手持ち工事件数の制限

市長部局、企業局ごとの手持ち工事件数の制限は、従来通り1者4件以下とします。

なお、落札候補者となっている状態の工事は手持ち工事に含めません。

(3)参加資格確認資料

開札後、落札候補者には、原則として開札日翌日16時までに、以下の資料の提出を求めます。

①、②は入札書提出時点、③は開札日前日17時時点での状況で作成してください。

①入札参加資格確認に必要な資料（資本的又は人的関係に関する申告書等。詳細は公告に定める）

※事前審査型においては、参加資格確認申請時に提出を求めていた資料をいいます。

②現場代理人及び監理技術者等選定通知書（及び、資格・雇用関係を証明する書類）

※契約時に提出する資料と同じ様式です。配置を予定している者について申告してください。

③手持ち工事件数届出書 **【新規】**

※手持ち工事（落札者決定後、完成届を提出していない工事）の件数の申告を求めます。

申告を基に、参加資格確認審査時点を基準として審査を行います。

同時に入札書を提出している案件等、開札日前日時点では手持ち工事ではないが、
参加資格確認審査時点では手持ち工事である可能性がある案件を含めて申告してください。

(4) 落札候補者の辞退

落札候補者とされた者が辞退しようとするときは、辞退の理由を求めます。 **【新規】**

参加資格確認資料の提出期限までに届け出てください。

4. 入札の公正性・透明性の確保のための方針 **※重要**

正当な理由なく辞退するなど、入札に際した行為が著しく不誠実であった場合は、指名停止等措置の対象とする場合があります。

確実な契約履行を見込んだ入札を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一般競争入札（事後審査型） Q & A

Q 1 予定価格以下・最低制限価格以上の範囲内のうち、最も低い価格で入札した者が複数いた場合、第1順位の落札候補者は誰になるのでしょうか？

A 1 最も低い価格で入札した者全てが第1順位の落札候補者になり、全員の参加資格確認審査を行います。審査の結果「資格あり」の者が複数いた場合は、電子入札システムによるくじ引きを行って、落札者を決定します。

Q 2 落札候補者になることができる件数に制限はありますか？

A 2 「落札候補者」になることができる件数に制限はありません。
ただし、「落札者」になることができるのは、手持ち工事件数の制限を超えない数となります。

Q 3 同時に複数の案件の落札候補者となったが、全てを落札すると手持ち工事件数の制限を超えてしまう場合は、どうなりますか？

A 3 落札候補者となった案件の中から、参加資格確認審査を受ける案件を選んでいただくことができます。審査の結果「資格あり」となった案件の数が、手持ち工事件数の制限に達した時点で、残りの案件の落札者になることはできなくなります。

Q 4 落札候補者となったが辞退した場合、指名停止措置等の罰則はありますか？

A 4 辞退の理由が正当なものであれば、指名停止措置等の対象とはなりません。
正当な理由の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 配置を予定していた現場代理人、主任技術者等又は担当技術者が、退職・死亡等やむを得ない事由によって配置できなくなった
- ・ 同時に複数の案件の落札候補者となったため、配置できる現場代理人、主任技術者等又は担当技術者が足りなくなった
- ・ 別の案件を落札したことにより、手持ち工事件数の制限に達してしまった

Q 5 指名停止等措置の対象となる「著しく不誠実な行為」とはどのようなものですか？

A 5 例えば、次のようなものが考えられます。

- ・ 入札参加条件（総合評定値、完成工事高等）を明らかに満たしていないにもかかわらず、入札書の提出を繰り返した
- ・ 落札及び契約を希望する意思がないのに入札書を提出し、正当な理由なく辞退した
- ・ 入札書を提出する時点で、配置可能な現場代理人、主任技術者等又は担当技術者が明らかに存在していないにもかかわらず入札書を提出した

Q 6 現場代理人や主任技術者等の兼務について、事前に確認できますか？

A 6 必要に応じ、工事主管課にご相談いただけます。